

新旧対照表

○ 処分基準（探偵業）

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後		改正前		備考
処 分 基 準		処 分 基 準		
令和8年6月10日作成		令和3年4月1日作成		
法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9－1）	法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9－1）	
根 拠 条 項	: 第14条	根 拠 条 項	: 第14条	
処 分 の 概 要	: 探偵業者に対する指示	処 分 の 概 要	: 探偵業者に対する指示	
原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会	原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め	:	法 令 の 定 め	:	
処 分 基 準	: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。	処 分 基 準	: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）	問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備係（電話 043-201-0110）	
備 考		備 考		

改正後		改正前		備考
処 分 基 準		処 分 基 準		
令和8年6月10日作成		令和3年4月1日作成		
法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9－2）	法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9－2）	
根 拠 条 項	: 第15条第1項	根 拠 条 項	: 第15条第1項	
処 分 の 概 要	: 探偵業の停止命令	処 分 の 概 要	: 探偵業の停止命令	
原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会	原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め	:	法 令 の 定 め	:	
処 分 基 準	: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。	処 分 基 準	: 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。	
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	
備 考		備 考		

改正後		改正前		備考
処 分 基 準		処 分 基 準		
令和8年6月10日作成		令和3年4月1日作成		
法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9－3）	法 令 名	: 探偵業の業務の適正化に関する法律（9－3）	
根 拠 条 項	: 第15条第2項	根 拠 条 項	: 第15条第2項	
処 分 の 概 要	: <u>営業</u> の廃止命令	処 分 の 概 要	: <u>探偵業</u> の廃止命令	
原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会	原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め	: 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）	法 令 の 定 め	: 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条（欠格事由）	
処 分 基 準	: 法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項に<u>規定する</u>届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く<u>なく</u>、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）<u>は</u>、営業の<u>廃止命令を行うものとする</u>。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。	処 分 基 準	: 法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第4条第1項の<u>規定による</u>届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く<u>無く</u>、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）<u>には</u>、営業の<u>廃止を命ずることとする</u>。 なお、処分の公表を別添「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。	
問 い 合 せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	問 い 合 せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）	
備 考		備 考		

改正後	改正前	備考
別紙 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この基準は、<u>探偵業者等(探偵業者又はその探偵業従事者をいう。以下同じ。)</u>が<u>法令違反行為等を行った場合に、</u>千葉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 指示 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。 (2) 営業停止命令 法第15条第1項の規定に基づき、探偵業者に対し、<u>その探偵業の停止を命ずることをいう。</u> (3) 法令違反行為 <u>探偵業に関し、法又は他の法令の規定に違反する行為をいう。</u> (4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。 (5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。 (6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。 (7) 営業停止期間 営業停止命令において探偵業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。 <u>(8) 探偵業従事者 探偵業者の業務(探偵業務のほか、探偵業に係る経理、庶務等、役員が行う取締役、監査等その他の業務を含む。)</u>に従事する者をいう。 (法令違反行為等の分類) 第3条 法令違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、	別紙 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準 第1章 総則 (趣旨) 第1条 この基準は、<u>探偵業者又は探偵業者の業務に従事する者(以下「探偵業従事者」という。)</u>が<u>行った法令違反行為等に対し</u>千葉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 指示 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。 (2) 営業停止命令 法第15条第1項の規定に基づき、探偵業者に対し、<u>探偵業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。</u> (3) 法令違反行為 <u>法の規定に違反する行為又は探偵業務に関して行われた他の法令の規定に違反する行為をいう。</u> (4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示に違反する行為をいう。 (5) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為をいう。 (6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。 (7) 営業停止期間 営業停止命令において探偵業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。 (新設) (法令違反行為等の分類) 第3条 法令違反行為等は、<u>その軽重に応じ、</u>別表第1及び第2	探偵業従事者に係る説明を新設。

改正後	改正前	備考
A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。 第2章 指示 (指示を行うべき場合) 第4条 次の各号の<u>いずれかに該当し、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められる場合は</u>、指示を行うものとする。 (1) 探偵業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの <u>(指示に違反する行為を除く。)</u>を行ったとき。 (2) 探偵業者がその探偵業従事者に対し、指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるもの <u>(指示に違反する行為を除く。)</u>を行ったとき。 (3) <u>探偵業者等</u>が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。 イ <u>当該法令違反行為が行われた日</u>前5年以内に、当該探偵業者が<u>指示又は営業停止命令</u>を受けたことがあるとき。 ロ <u>当該法令違反行為が行われた日</u>前3年以内に、<u>当該探偵業者等</u>(当該法令違反行為を行った者以外の者を含む。)又は<u>当該探偵業者の探偵業従事者であった者</u>が、当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。 ハ イ又はロに掲げる場合のほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき。 <u>(指示を行うべき場合の例外)</u> 第5条 <u>探偵業者等</u>が行った、罰則の適用のある法令違反行為に	に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。 第2章 指示 (指示を行うべき場合) 第4条 次の各号の<u>いずれかに該当するときは</u>、指示を行うものとする。 (1) 探偵業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるものを行ったとき。 (2) 探偵業者がその探偵業従事者に対し指導及び監督その他その探偵業従事者による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるものを行ったとき。 (3) <u>探偵業者又はその探偵業従事者</u>が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。 イ <u>探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日</u>前5年以内に当該探偵業者が<u>営業停止命令又は指示</u>を受けたことがあるとき。 ロ <u>探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日</u>前3年以内に、<u>当該探偵業者が法令違反行為等を行ったこと又は当該探偵業者の探偵業従事者</u>(当該法令違反行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。) <u>若しくは探偵業従事者であった者</u>が当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。 ハ イ又はロに掲げるもののほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき。 第5条 <u>探偵業者又はその探偵業従事者</u>が行った罰則の適用のある法令違反行為について法令の規定により公訴を提起する	

改正後	改正前	備考
ついて、<u>法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> (1) 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。 (2) 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又は<u>多数の探偵業従事者</u>によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。 (指示と営業停止命令の関係) 第6条 営業停止命令を行う場合であっても、<u>法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令対象行為に対し、指示を併せて行うことができる。</u> (指示の個数) 第7条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。 (指示の内容) 第8条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。 <u>(1) 指示対象行為により生じた違法状態が解消されていないときに、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が探偵業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）</u> <u>(2) 指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置</u> (3) 指示対象行為を行った探偵業従事者を引き続き探偵業者の	ことができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。 (2) <u>探偵業者若しくはその探偵業従事者により</u>当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は<u>探偵業者の多数の探偵業従事者</u>によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。 (営業停止命令との関係) 第6条 <u>探偵業者又はその探偵業従事者が行った法令違反行為について次章の規定により営業停止命令をする場合であっても、当該法令違反行為についてこの章の規定により必要な指示を併せて行うことを妨げない。</u> (指示の個数) 第7条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。 (指示の内容) 第8条 指示においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。 <u>(1) 指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置</u> <u>(2) 指示対象行為により生じた違法状態が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が探偵業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）</u> (3) 指示対象行為を行った探偵業従事者を引き続き探偵業者の	(1)と(2)の記載順序を変更。

改正後	改正前	備考
業務に従事させることにより、<u>探偵業の業務の適正な運営が</u>害されるおそれがあると認められるとき<u>に</u>、公安委員会が定める一定の期間、<u>当該探偵業従事者を探偵業者の業務に従事させない措置</u> (4) 前各号に掲げる<u>措置</u>のほか、探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置 (5) 前各号に<u>掲げる</u>措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるとき<u>に</u>、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置 2 前項第1号、第2号又は第4号に規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、<u>各号の目的を達成するために必要な最小限のもの</u>としなければならない。 3 第1項各号に<u>掲げる</u>措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。 第3章 営業停止命令 (営業停止命令を行うべき場合) 第9条 探偵業者が指示に違反したときは、営業停止命令を行うものとする。 2 次の各号のいずれかに<u>該当し、探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合は</u>、営業停止命令を行うものとする。 (1) 探偵業者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。 (2) 探偵業者がその探偵業従事者に<u>対し</u>、指導及び監督その他<u>その探偵業従事者</u>による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。 (3) 探偵業者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合又は探偵業者がその探偵業従事者に<u>対し</u>、指導	業務に従事させることにより探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき<u>は</u>、公安委員会が定める一定の期間当該探偵業従事者を探偵業者の業務に従事させない措置 (4) 前各号に掲げる<u>もの</u>のほか、探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置 (5) 前各号に<u>規定する</u>措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるとき<u>は</u>、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置 2 前項第1号、第2号又は第4号に規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、<u>それぞれ指示対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止し、指示対象行為により生じた違法状態を解消し、又は探偵業の業務の適正な運営を確保するために必要な最小限のもの</u>としなければならない。 3 第1項各号に<u>規定する</u>措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。 第3章 営業停止命令 (営業停止命令を行うべき場合) 第9条 探偵業者が指示に違反したときは、営業停止命令を行うものとする。 2 次の各号のいずれかに<u>該当するときは</u>、営業停止命令を行うものとする。 (1) 探偵業者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。 (2) 探偵業者がその探偵業従事者に<u>対する</u>指導及び監督その他<u>探偵業従事者</u>による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。 (3) 探偵業者が法令違反行為（Iに分類されるものを除く。）を行った場合又は探偵業者がその探偵業従事者に<u>対する</u>指	

改正後	改正前	備考
及び監督その他その探偵業従事者が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が法令違反行為（Ⅰに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。 イ 当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われているとき、又は多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。 ロ 当該法令違反行為が行われた日前5年以内に、当該探偵業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。 ハ 当該法令違反行為が行われた日前3年以内に、当該探偵業者が指示を受けたことがあるとき。 ニ 探偵業者等が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。 ホ イからニまでに掲げる場合のほか、探偵業者が引き続き探偵業を行った場合に、著しく不適正な探偵業の業務の運営が行われる蓋然性があると認められるときその他探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき。 （営業停止命令の個数） 第10条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。 （営業停止命令に係る期間） 第11条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、別表第1及び第2に定める法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。	導及び監督その他その探偵業従事者が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その探偵業従事者が法令違反行為（Ⅰに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。 イ 探偵業者若しくはその探偵業従事者により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は探偵業者の多数の探偵業従事者によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。 ロ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前5年以内に当該探偵業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。 ハ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為を行った日前3年以内に当該探偵業者が指示を受けたことがあるとき。 ニ 探偵業者又はその探偵業従事者が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。 ホ イからニまでに掲げるもののほか、探偵業者が引き続き探偵業を行った場合に著しく不適正な探偵業の業務の運営が行われる蓋然性があると認めるとき、その他探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき。 （営業停止命令の個数） 第10条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。 （基準期間等） 第11条 営業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	

改正後	改正前	備考
(1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。 (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。 (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。 (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。 (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。 (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。 (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。 <u>(営業停止命令の併合)</u> <u>第12条 法令違反行為等が2個以上行われた場合に営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。</u> <u>2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、1月は30日として算出し、1日に満たない端数が出る場合は、これを切り捨てるものとする。</u> <u>(1) 基準期間 当該法令違反行為等について、前条に規定する基準期間のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する基準期間を合計した期間(例：当該法令違反行為等がそれぞれB、Dに分類される2個であるときは、5月)及び6月を超えることはできない。</u> <u>(2) 短期 当該法令違反行為等について、前条に規定する短期のうち最も長いものとする。</u> <u>(3) 長期 当該法令違反行為等について、前条に規定する長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算したものとする。ただし、この期間は、当該法令違反行為等について前条に規定する長期を合計した期間(例：当該法令違反行為等がそれぞれC、Eに分類される2個であるときは、5月)及び6月を超えることはできない。</u> <u>(観念的競合等)</u> <u>第13条 1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当する場合又は法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等にも該当する場合は、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。</u>	(1) A 基準期間、短期、長期とも6月とする。 (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。 (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。 (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。 (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は1月とする。 (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は14日とする。 (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。 <u>(観念的競合)</u> <u>第12条 探偵業者若しくはその探偵業従事者が行った1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当するものである場合又は探偵業者若しくはその探偵業従事者が行った法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。</u> <u>2 前項に規定するときは、前条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について前条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。</u> <u>(営業停止命令の併合)</u> <u>第13条 法令違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。</u> <u>2 前項に規定するときは、第11条の規定にかかわらず、各法</u>	第12条と第13条の記載順序を変更。 前同

改正後	改正前	備考
<u>する。</u> 2 前項に該当する場合は、各法令違反行為等について第11条に規定する基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。 (常習違反加重) 第14条 探偵業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に、<u>極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類される行為を行ったことによって再び営業停止命令を受けるときは</u>、第11条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について<u>同条に規定する</u>基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、<u>これらの期間は</u>6月を超えることはできない。 (営業停止期間の決定) 第15条 <u>営業停止期間は、第11条から前条までに規定する基準期間とする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず</u>、次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条から前条までの<u>規定に基づく短期を下限とし</u>、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。 (1) 営業停止命令対象行為により生じた探偵業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微で	<u>令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その最も長いものが1月である場合にあっては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を基準期間とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた長期のうち最も長いもの（その最も長いものが1月である場合にあっては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を長期とする。</u>ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び6月を超えることはできない。 (常習違反加重) 第14条 探偵業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に<u>当該探偵業者又はその探偵業従事者が法令違反行為等（極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものに限る。）を行った場合において営業停止命令を行うときは</u>、第11条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について<u>同条の規定により定められた</u>基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、<u>その基準期間、短期及び長期は</u>、6月を超えることはできない。 (営業停止期間の決定) 第15条 <u>探偵業者に次項又は第3項に規定する事由がないときは、第11条から前条までの規定により定められた基準期間を営業停止期間とする。</u> 2 次の各号のいずれかに該当する<u>事由があるときは</u>、第11条から前条までの<u>規定により定められた短期を下回らない範囲内において</u>、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。 (1) 営業停止命令対象行為により生じた探偵業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微で	

改正後	改正前	備考
ある<u>とき</u>。 (2) <u>当該営業停止命令対象行為が行われた日</u>前10年以内に、当該探偵業者が<u>指示又は営業停止命令</u>を受けたことがない<u>とき</u>。 (3) <u>当該営業停止命令対象行為が行われた日</u>前5年以内に、当該探偵業者等(当該営業停止命令対象行為を行った者以外の者を含む。)又は<u>当該探偵業者の探偵業従事者であった者が</u>、当該探偵業者の業務に関して法令違反行為等を行ったことがない<u>とき</u>。 (4) <u>探偵業者等</u>が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行った<u>とき</u>。 (5) <u>探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行うこと</u>を防止できなかったことについて、その探偵業者の過失が極めて軽微であると認められる<u>とき</u>。 (6) 探偵業者が、<u>営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等</u>が将来において行われることを防止するための措置<u>又は</u>営業停止命令対象行為により生じた違法状態<u>若しくは</u>依頼者等の被害を解消し、<u>若しくは</u>回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しい<u>とき</u>。 3 <u>第1項の規定にかかわらず</u>、次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条から前条までの<u>規定に基づく長期を上限とし</u>、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。 (1) <u>多数の探偵業従事者</u>が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質である<u>とき</u>。 (2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きい<u>とき</u>。 (3) 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大である<u>とき</u>。 (4) <u>当該営業停止命令対象行為が行われた日</u>前5年以内に、<u>当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として</u>、当該探偵業者等(当該営業停止命令対象行為	ある<u>こと</u>。 (2) <u>探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日</u>前10年以内に当該探偵業者が<u>営業停止命令又は指示</u>を受けたことがない<u>こと</u>。 (3) <u>探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日</u>前5年以内に、<u>当該探偵業者が法令違反行為等を行ったこと及び当該探偵業者の探偵業従事者(当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った探偵業従事者以外)の探偵業従事者を含む。</u>又は<u>探偵業従事者であった者が</u>当該探偵業者の業務に関して法令違反行為を行ったことがない<u>こと</u>。 (4) <u>探偵業者又はその探偵業従事者</u>が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行った<u>こと</u>。 (5) <u>営業停止命令対象行為をその探偵業従事者が行うこと</u>を防止できなかったことについて、探偵業者の過失が極めて軽微であると認められる<u>こと</u>。 (6) 探偵業者が営業停止命令対象行為と同種<u>又は</u>類似の法令違反行為等が将来において行われることを防止するための措置<u>や</u>営業停止命令対象行為により生じた違法状態<u>又は</u>依頼者等の被害を解消し、<u>又は</u>回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しい<u>こと</u>。 3 次の各号のいずれかに該当する<u>事由があるときは</u>、第11条から前条までの<u>規定により定められた長期を超えない範囲内において</u>、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。 (1) <u>探偵業者の探偵業従事者のうち多数の者</u>が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質である<u>こと</u>。 (2) 法令又は指示に違反した程度が著しく大きい<u>こと</u>。 (3) 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大である<u>こと</u>。 (4) <u>探偵業者又はその探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行った日</u>前5年以内に<u>当該探偵業者が、当該探偵業者又はその探偵業従事者(当該営業停止命令対象行為である法令違反</u>	

改正後	改正前	備考
<u>を行った者以外の者を含む。)</u>又は当該探偵業者の探偵業従事者であった者が行った法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがある<u>とき</u>。 (5) <u>探偵業従事者が営業停止命令対象行為を行うこと</u>を防止できなかったことについて、<u>その探偵業者</u>の過失が極めて重大であると認められる<u>とき</u>。 (6) <u>探偵業者等</u>が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重い<u>とき</u>。 (7) 探偵業者に改悛の情が見られない<u>とき</u>。	<u>行為を行った探偵業従事者以外の探偵業従事者を含む。)</u>若しくは探偵業従事者であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがある<u>こと</u>。 (5) <u>営業停止命令対象行為をその探偵業従事者が行うこと</u>を防止できなかったことについて、<u>探偵業者</u>の過失が極めて重大であると認められる<u>こと</u>。 (6) <u>探偵業者又はその探偵業従事者</u>が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重い<u>こと</u>。 (7) 探偵業者に改悛の情が見られない<u>こと</u>。	

改正後			改正前			備考
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）			新たに作成された別表に変更。 新表にあつては違反行為の記載順序が変更されたほか、法改正により届出証明書揭示義務違反を標識揭示等義務違反へと変更。
法令違反行為等	関係条項	分類	法令違反行為等	関係条項	分類	
(1) 名義貸し	法第5条←法第18条第2号	A	(1) 開始届出書等虚偽記載（欠格事由に係る虚偽記載を除く。）	法第4条第1項、法第19条第1号	I	
(2) 指示処分違反	法第14条←法第18条第3号	B	(2) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（欠格事由に係る変更届出義務違反又は虚偽記載を除く。）	法第4条第2項、法第19条第2号	I	
(3) 開始届出書等虚偽記載（欠格事由に係る虚偽記載を除く。）	法第4条第1項←法第19条第1号	I	(3) 名義貸し	法第5条、法第18条第2号	A	
(4) 変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載（欠格事由に係る変更届出義務違反又は虚偽記載を除く。）	法第4条第2項←法第19条第2号	I	(4) 探偵業務の実施の原則違反（探偵業者又はその探偵業従事者が法の他の規定に違反し、又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第6条	E	
(5) 書面交付義務違反等	法第8条←法第19条第3号	D	(5) 書面受理義務違反	法第7条	F	
(6) 従業者名簿に係る不整備・従業者名簿虚偽記載	法第12条第1項←法第19条第4号	F	(6) 書面交付義務違反等	法第8条、法第19条第3号	D	
(7) 報告義務違反・立入検査等の拒否等	法第13条第1項←法第19条第5号	D	(7) 違法な行為のために用いられることを知った上での探偵業務の実施	法第9条第1項	E	
(8) 探偵業務の実施の原則違反（探偵業者等が法の他の規定に違反し、又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第6条	E	(8) 探偵業者以外の者への探偵業務の委託	法第9条第2項	C	
(9) 書面受理義務違反	法第7条	F	(9) 守秘義務違反	法第10条第1項	C	
(10) 違法な行為のために用いられることを知った上での探偵業務の実施	法第9条第1項	E	(10) 資料の不正又は不当な利用の防止措置義務違反	法第10条第2項	D	
(11) 探偵業者以外の者への探偵業務の委託	法第9条第2項	C	(11) 教育義務違反 イ 違法行為を助長し、又は容認する内容の教育を行った場合 ロ 大部分の従業者が教育を受けていない場合及び教育に必要な体制やマニュアル等が調っていないと認める場合 ハ イ又はロに規定する場合以外の場合	法第11条	D E I	
(12) 守秘義務違反	法第10条第1項		(12) 従業者名簿に係る不整備・虚偽記載	法第12条第1項、法第19条第4号	F	
(13) 資料の不正又は不当な利用の防止措置義務違反	法第10条第2項	D	(13) 届出証明書揭示義務違反	法第12条第2項	I	
(14) 教育義務違反 イ 違法行為を助長し、又は容認する内容の教育を行った場合 ロ 大部分の従業者が教育を受けていない場合及び教育に必要な体制やマニュアル等が調っていないと認められる場合 ハ イ又はロに規定する場合以外の場合	法第11条	D E I	(14) 報告義務違反・立入検査拒否等	法第13条第1項、法第19条第5号	D	
(15) 識揭示等義務違反	法第12条第2項	I	(15) 指示処分違反	法第14条、法第18条第3号	B	
			(16) (1) から (15) までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為			当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類

改正後			改正前	備考
(16) (1) から (15) までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	項	当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類		

改正後		改正前		備考
別表第2（第3条関係）				
法令違反行為		分類		
（1）刑法第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）、第117条第1項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第225条の2、第228条（第225条の2第1項に係る部分に限る。）、第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為		B		
（2）刑法第95条、第96条の6、第99条、第100条、第102条（第99条又は第100条に係る部分に限る。）、第103条、第104条、第109条第1項、第110条第1項、第112条（第109条第1項に係る部分に限る。）、第114条、第117条第1項（他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第124条第2項、第130条、第132条、第155条、第156条（第155条の文書又は図画に係る部分に限る。）、第157条第1項、第3項（第1項に係る部分に限る。）、第158条（第155条の文書若しくは図画に係る部分、第156条（第155条の文書又は図画に係る部分に限る。）の文書若しくは図画に係る部分又は第157条第1項の文書若しくは電磁的記録に係る部分に限る。）、第159条第1項、第2項、第160条、第161条（第159条第1項の文書若しくは図画に係る部分、第2項の文書若しくは図画に係る部分又は第160条の文書若しくは図画に係る部分に限る。）、第161条の2、第163条の2、第163条の3、第163条の4第1項、第2項、第163条の5、第165条から第167条まで、第168条（第164条第2項に係る部分を除く。）、第169条、第172条、第176条、第177条、第179条、第180条、第182条、第183条、第198条、第202条、第203条（第202条に係る部分に限る。）、第204条、第205条、第208条の2第2項、第211条、第218条、第219条（第218条に係る部分に限る。）、第220条、第221条、第223条から第225条まで、第226条、第227条、第228条（第224条、第225条又は第226条に係る部分に限る。）、第230条第1項、第233条から第236条まで、第238条、第239条、第243条（第235条から第236条まで、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第256条又は第258条から第260条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為		C		
（3）刑法第105条の2、第113条、第124条第1項、第128条（第124条第1項に係る部分に限る。）、第133条、第134条、第140条、第141条（第140条に係る部分に限る。）、第157条第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）、第158条（第157条第2項の文書又は図画に		D		

別表第2(第3条関係)				
番号	法令違反行為等			分類
	法律名	関係条項	法令違反行為	
1	刑法	第95条	公務執行妨害及び職務強要	C
2	刑法	第96条の6	公契約関係競売等妨害	C
3	刑法	第99条、第102条(第99条に係る部分に限る。)	被拘禁者餐取・同未達	C
4	刑法	第100条第1項、第102条(第100条第1項に係る部分に限る。)	逃走援助・同未達	C
5	刑法	第100条第2項、第102条(第100条第2項に係る部分に限る。)	逃走援助目的暴行又は脅迫・同未達	C
6	刑法	第103条	犯人藏匿等	C
7	刑法	第104条	証拠隠滅等	C
8	刑法	第105条の2	証人等威迫	D
9	刑法	第108条、第112条(第108条に係る部分に限る。)	現住建造物等放火・同未達	B
10	刑法	第109条第1項、第112条(第109条第1項に係る部分に限る。)	他人所有の非現住建造物等放火・同未達	C
11	刑法	第110条第1項	他人所有の建造物等以外放火	C
12	刑法	第113条	建造物等放火予備	D
13	刑法	第114条	防火妨害	C
14	刑法	第116条第1項、第2項(他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。)	失火による現住建造物等焼損	F
15	刑法	第117条第1項(第108条に規定する物を損壊した場合に限る。)	激発物破裂による現住建造物等損壊	B
16	刑法	第117条第1項(他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合に限る。)	激発物破裂による他人所有の非現住建造物等損壊	C
17	刑法	第117条第1項(他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。)	激発物破裂による他人所有の建造物等以外損壊	C
18	刑法	第117条第2項(第116条第1項、第2項(他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。))に係る部分に限る。)	過失激発物破裂による現住建造物等焼損	F
19	刑法	第124条第1項、第128条(第124条第1項に係る部分に限る。)	往来妨害・同未達	D
20	刑法	第124条第2項	往来妨害致傷	C
21	刑法	第124条第2項	往来妨害致死	C
22	刑法	第130条、第132条	住居侵入等・同未達	C
23	刑法	第133条	信書開封	D
24	刑法	第134条	秘密漏示	D
25	刑法	第140条	あへん煙等所持	D
26	刑法	第155条第1項、第2項	有印公文書偽造等	C
27	刑法	第155条第3項	無印公文書偽造等	C
28	刑法	第156条(第155条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。)	虚偽有印公文書作成等	C
29	刑法	第156条(第155条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽無印公文書作成等	C
30	刑法	第157条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	公正証書原本不実記載等・同未達	C
31	刑法	第157条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	免状等不実記載・同未達	D
32	刑法	第158条(第155条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。)	偽造有印公文書等行使・同未達	C
33	刑法	第158条(第155条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)	偽造無印公文書等行使・同未達	C
34	刑法	第158条(第156条(第155条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。))の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽有印公文書等行使・同未達	C
35	刑法	第158条(第156条(第155条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。))の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽無印公文書等行使・同未達	C
36	刑法	第158条(第157条第1項の文書又は電磁的記録に係る部分に限る。)	不実記載公正証書原本行使等・同未達	C
37	刑法	第158条(第157条第2項の文書又は図画に係る部分に限る。)	不実記載免状等行使・同未達	D
38	刑法	第159条第1項、第2項	有印私文書偽造等	C
39	刑法	第159条第3項	無印私文書偽造等	D
40	刑法	第160条	虚偽診断書等作成	C

別表第2について過去千葉県では独自仕様のものを作成し、運用してきたが、本件改正に伴いモデル基準と同じ仕様へと変更。

記載内容についての主な変更概要は以下のとおり。

刑法改正による違反行為の追加及び削除。

道路交通法改正による条ずれの解消。

個人情報保護法の改正による条ずれの解消。

性的姿態撮影等処罰法の新設に伴う追加。

児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に係る対象行為を追加。

大麻取締法の改正により対象行為から削除。

風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律

改正後			改正前			備考
係る部分に限る。)、第159条第3項、第161条(第159条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)、第201条、第208条の2第1項、第222条、第228条の3又は第237条に規定する罪に当たる違法な行為			41 刑法 第161条(第159条第1項の文書若しくは図画又は第2項の文書若しくは図画に係る部分に限る。)	偽造有印私文書等行使・同未遂	C	
			42 刑法 第161条(第159条第3項の文書又は図画に係る部分に限る。)	偽造無印私文書等行使・同未遂	D	
			43 刑法 第161条(第160条の文書又は図画に係る部分に限る。)	虚偽診断書等行使・同未遂	C	
(4) 刑法第175条、第206条、第208条、第254条、第261条又は第263条に規定する罪に当たる違法な行為	E		44 刑法 第161条の2第1項、第3項(第1項の電磁的記録に係る部分に限る。)、第4項(第3項(第1項の電磁的記録に係る部分に限る。))の電磁的記録に係る部分に限る。)	私電磁的記録不正作出及び供用・同未遂	C	
(5) 刑法第116条第1項、第2項(他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。)、第117条の2(第116条又は第117条第1項(他人の所有に係る第110条に規定する物を焼損した場合に限る。))に係る部分に限る。)、第209条第1項、第210条又は第231条に規定する罪に当たる違法な行為	F		45 刑法 第161条の2第2項、第3項(第2項の電磁的記録に係る部分に限る。)、第4項(第3項(第2項の電磁的記録に係る部分に限る。))の電磁的記録に係る部分に限る。)	公電磁的記録不正作出及び供用・同未遂	C	
(6) 爆発物取締罰則第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B		46 刑法 第163条の2、第163条の5(第163条の2に係る部分に限る。)	支払用カード電磁的記録不正作出等・同未遂	C	
(7) 爆発物取締罰則第3条(所持に係る部分に限る。)、第4条又は第9条に規定する罪に当たる違法な行為	C		47 刑法 第163条の3	不正電磁的記録カード所持	C	
(8) 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第1条の2第1項、第2項又は第1条の3第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C		48 刑法 第163条の4第1項、第2項、第163条の5(第163条の4第1項に係る部分に限る。)	支払用カード電磁的記録不正作出準備・同未遂	C	
(9) 暴力行為等処罰に関する法律第2条に規定する罪に当たる違法な行為	D		49 刑法 第165条、第168条(第165条第2項に係る部分に限る。)	公印偽造及び不正使用等・同未遂	C	
(10) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B		50 刑法 第166条、第168条(第166条第2項に係る部分に限る。)	公記号偽造及び不正使用等・同未遂	C	
(11) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる違法な行為	C		51 刑法 第167条、第168条(第167条第2項に係る部分に限る。)	私印偽造及び不正使用等・同未遂	C	
(12) 軽犯罪法第1条第1号から第3号まで、第6号、第8号から第13号まで、第15号、第16号、第23号、第24号又は第26号から第34号までに規定する罪に当たる違法な行為	F		52 刑法 第169条	偽証	C	
(13) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第2条又は第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B		53 刑法 第172条	虚偽告訴等	C	
(14) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第1条に規定する罪に当たる違法な行為	C		54 刑法 第175条	わいせつ物頒布等	E	
(15) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第7号、第10号、第2項(第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。))又は第4条に規定する罪(第3条第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。))に当たる違法な行為	B		55 刑法 第176条、第180条(第176条に係る部分に限る。)	強制わいせつ・同未遂	C	
(16) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第8号、第9号、第11号から第15号まで、第3条第2項(第1項第8号、第9号、第11号、第12号、第14号又は第15号に掲げる罪に係るものに限る。)、第4条(第3条第1項第9号、第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。)、第6条第1項第1号又は第7条に規定する罪に当たる違法な行為	C		56 刑法 第177条、第180条(第177条に係る部分に限る。)	強制性交等・同未遂	C	
(17) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条第1項第2号に規定する罪に当たる違法な行為	D		57 刑法 第178条第1項、第180条(第178条第1項に係る部分に限る。)	準強制わいせつ・同未遂	C	
			58 刑法 第178条第2項、第180条(第178条第2項に係る部分に限る。)	準強制性交等・同未遂	C	
			59 刑法 第181条第1項	強制わいせつ等致死傷	B	
			60 刑法 第181条第2項	強制性交等致死傷	B	
			61 刑法 第182条	淫行勧誘	C	
			62 刑法 第198条	贈賄	C	
			63 刑法 第199条、第203条(第199条に係る部分に限る。)	殺人・同未遂	B	
			64 刑法 第201条	殺人予備	D	
			65 刑法 第202条、第203条(第202条に係る部分に限る。)	自殺関与等・同未遂	C	
			66 刑法 第204条	傷害	C	
			67 刑法 第205条	傷害致死	C	
			68 刑法 第206条	現場助勢	E	
			69 刑法 第208条	暴行	E	
			70 刑法 第208条の2第1項	凶器準備集合	D	
			71 刑法 第208条の2第2項	凶器準備結集	C	
			72 刑法 第209条第1項	過失傷害	F	
			73 刑法 第210条	過失致死	F	
			74 刑法 第211条	業務上過失致死傷等	C	
			75 刑法 第218条	保護責任者遺棄等	C	
			76 刑法 第219条(第218条に係る部分に限る。)	保護責任者遺棄等或傷	C	
			77 刑法 第219条(第218条に係る部分に限る。)	保護責任者遺棄等致死	C	
			78 刑法 第220条	逮捕・監禁	C	
			79 刑法 第221条	逮捕等或傷	C	
			80 刑法 第221条	逮捕等致死	C	
			81 刑法 第222条	脅迫	D	

改正後			改正前			備考
(18) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第15条又は第16条に規定する罪に当たる違法な行為	D		82 刑法 第223条	強要・同未遂	C	
(19) 覚醒剤取締法第41条の2又は第41条の3(第19条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C		83 刑法 第224条、第228条(第224条に係る部分に限る。)	未成年者略取等・同未遂	C	
(20) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2、第64条の3(施用に係る部分に限る。)、第66条、第66条の2(第27条第1項の施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)、第66条の3(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。)又は第66条の4に規定する罪に当たる違法な行為	C		84 刑法 第225条、第228条(第225条に係る部分に限る。)	賞利目的等略取等・同未遂	C	
(21) あへん法第52条に規定する罪に当たる違法な行為	C		85 刑法 第225条の2、第228条(第225条の2第1項に係る部分に限る。)	身の代金目的略取等・同未遂	B	
(22) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の3、第31条の11第1項第1号又は第31条の16第1項第1号に規定する罪に当たる違法な行為	C		86 刑法 第226条、第228条(第226条に係る部分に限る。)	所在国外移送目的略取等・同未遂	C	
(23) 銃砲刀剣類所持等取締法第32条第4号又は第5号に規定する罪に当たる違法な行為	D		87 刑法 第228条の3	身の代金目的略取等予備	D	
(24) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条(第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	F		88 刑法 第230条第1項	名誉毀損	C	
(25) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第47条第1号又は第4号に規定する罪に当たる違法な行為	C		89 刑法 第231条	侮辱	F	
(26) 貸金業法第47条の3第1項第3号に規定する罪に当たる違法な行為	D		90 刑法 第233条	信用毀損、業務妨害	C	
(27) 会社法第960条から第962条まで、第967条第2項、第968条第1項、第970条第2項、第3項又は第4項に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C		91 刑法 第234条	威力業務妨害	C	
(28) ストーカー行為等の規制等に関する法律第6条の規定に違反する行為又は第18条、第19条若しくは第20条に規定する罪に当たる違法な行為	D		92 刑法 第234条の2	電子計算機損壊等業務妨害	C	
(29) ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条の規定に違反する行為	F		93 刑法 第235条、第243条(第235条に係る部分に限る。)	窃盗・同未遂	C	
(30) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第29条に規定する罪に当たる違法な行為	D		94 刑法 第235条の2、第243条(第235条の2に係る部分に限る。)	不動産侵奪・同未遂	C	
(31) 道路法第103条第2号、第4号又は第5号に規定する罪に当たる違法な行為	D		95 刑法 第236条、第243条(第236条に係る部分に限る。)	強盗・同未遂	C	
(32) 道路法第104条又は第105条(第48条第4項に係る部分を除く。)に規定する罪に当たる違法な行為	F		96 刑法 第237条	強盗予備	D	
(33) 道路交通法第115条、第117条、第117条の2又は第117条の2の2に規定する罪に当たる違法な行為	C		97 刑法 第238条、第243条(第238条に係る部分に限る。)	事後強盗・同未遂	C	
(34) 道路交通法第116条、第117条の3、第117条の3の2、第117条の5第1項第1号、第117条の5第2項、第118条、第118条の2、第119条第1項又は第2項に規定する罪に当たる違法な行為	D		98 刑法 第239条、第243条(第239条に係る部分に限る。)	強盗・同未遂	C	
(35) 道路交通法第119条第3項、第119条の2の4、第119条の3第1項、第2項第2号、第3号、第3項、第120条又は第121条に規定する罪に当たる違法な行為	F		99 刑法 第240条、第243条(第240条に係る部分に限る。)	強盗致傷・同未遂	B	
(36) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第1項に規定する罪に当	D		100 刑法 第240条、第243条(第240条に係る部分に限る。)	強盗致死・同未遂	B	
			101 刑法 第241条第1項、第241条第2項	強盗・強制性交等・同未遂	B	
			102 刑法 第241条第3項、第243条(第241条第3項に係る部分に限る。)	強盗・強制性交等致死・同未遂	B	
			103 刑法 第246条、第250条(第246条に係る部分に限る。)	詐欺・同未遂	C	
			104 刑法 第246条の2、第250条(第246条の2に係る部分に限る。)	電子計算機使用詐欺・同未遂	C	
			105 刑法 第247条、第250条(第247条に係る部分に限る。)	背任・同未遂	C	
			106 刑法 第248条、第250条(第248条に係る部分に限る。)	準詐欺・同未遂	C	
			107 刑法 第249条、第250条(第249条に係る部分に限る。)	恐喝・同未遂	C	
			108 刑法 第252条	横領	C	
			109 刑法 第253条	業務上横領	C	
			110 刑法 第254条	遺失物等横領	E	
			111 刑法 第256条第1項	盗品等無償譲受け	C	
			112 刑法 第256条第2項	盗品運搬等	C	
			113 刑法 第258条	公用文書等毀棄	C	
			114 刑法 第259条	私用文書等毀棄	C	
			115 刑法 第260条	建造物等損壊	C	
			116 刑法 第260条	建造物等損壊致傷	C	
			117 刑法 第260条	建造物等損壊致死	C	
			118 刑法 第261条	器物損壊等	E	
			119 刑法 第263条	信書隠匿	E	
			120 爆発物取締罰則 第1条	爆発物不法使用	B	
			121 爆発物取締罰則 第2条	爆発物使用未遂	B	
			122 爆発物取締罰則 第3条(所持に係る部分に限る。)	治安妨害等の目的での爆発物所持	C	
			123 爆発物取締罰則 第4条	爆発物使用脅迫等	C	
			124 爆発物取締罰則 第9条	犯人藏匿等	C	

改正後			改正前			備考
たる違法な行為			125	暴力行為等処罰に関する法律 第1条	集团的暴行、集团的脅迫、集团的器物毀棄	C
(37) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第2項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F		126	暴力行為等処罰に関する法律 第1条の2第1項、第2項	銃砲刀剣類使用傷害・同未遂	C
(38) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までに規定する罪に当たる違法な行為	C		127	暴力行為等処罰に関する法律 第1条の3	常習傷害	C
(39) 戸籍法第134条に規定する違法な行為	D		128	暴力行為等処罰に関する法律 第1条の3	常習暴行、常習脅迫、常習器物毀棄	C
(40) 戸籍法第135条又は第136条に規定する違法な行為	F		129	暴力行為等処罰に関する法律 第2条	集团的・常習面会強請等	D
(41) 住民基本台帳法第42条又は第44条から第46条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	D		130	盗犯等の防止及び処分に関する法律 第2条	常習特殊窃盗罪・同未遂	C
(42) 住民基本台帳法第47条第2号、第51条又は第52条に規定する違法な行為	F		131	盗犯等の防止及び処分に関する法律 第2条	常習特殊強盗罪・同未遂	C
(43) 国家公務員法第109条（第100条第1項に係る部分に限る。）又は第111条（第109条第12号（第100条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D		132	盗犯等の防止及び処分に関する法律 第3条	常習暴行窃盗罪・同未遂	C
(44) 地方公務員法第60条第2号（第34条第1項に係る部分に限る。）又は第62条（第60条第2号（第34条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D		133	盗犯等の防止及び処分に関する法律 第3条	常習暴行強盗罪・同未遂	C
(45) 外務公務員法第27条（第4条において準用する国家公務員法第100条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D		134	盗犯等の防止及び処分に関する法律 第4条	常習強盗致傷罪・常習強盗強姦罪・同未遂	B
(46) 特定秘密の保護に関する法律第23条第1項、第2項、第3項又は第25条（第23条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C		135	軽犯罪法 第1条（第1号から第3号まで、第6号、第8号から第13号まで、第15号、第16号、第23号、第24号又は第26号から第34号までに係る部分に限る。）	刃物等を隠して携帯する行為等	F
(47) 特定秘密の保護に関する法律第23条第4項又は第5項に規定する違法な行為	D		136	人質による強要行為等の処罰に関する法律 第1条	人質による強要等・同未遂	C
(48) 自衛隊法第118条（第59条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D		137	人質による強要行為等の処罰に関する法律 第2条	加重（複数、凶器使用等）人質強要	B
(49) 独立行政法人通則法第69条の2に規定する罪に当たる違法な行為	D		138	人質による強要行為等の処罰に関する法律 第4条	人質殺害・同未遂	B
(50) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第8条に規定する罪に当たる違法な行為	D		139	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第1項（第7号に掲げる罪に係る部分に限る。）、第4条（第3条第1項（第7号に掲げる罪に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	組織的な殺人・同未遂	B
(51) 不動産登記法第159条又は第161条に規定する罪に当たる違法な行為	D		140	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第1項（第8号に掲げる罪に係る部分に限る。）	組織的な逮捕、監禁	C
(52) 家事事件手続法第292条に規定する罪に当たる違法な行為	D		141	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第1項（第9号に掲げる罪に係る部分に限る。）、第4条（第3条第1項（第9号に掲げる罪に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	組織的な強要・同未遂	C
(53) 人事訴訟法第11条に規定する罪に当たる違法な行為	D		142	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第1項（第10号に掲げる罪に係る部分に限る。）、第4条（第3条第1項（第10号に掲げる罪に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	組織的な身の代金目的略取等・同未遂	B
(54) 個人情報の保護に関する法律第179条に規定する罪に当たる違法な行為	D		143	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第1項（第11号に掲げる罪に係る部分に限る。）	組織的な信用毀損、業務妨害	C
(55) 個人情報保護に関する法律第18条第1項、第2項、第20条第1項、第21条第1項、第2項、第3項、第23条から第25条まで、第27条第1項、第3項、第6項、第32条、第33条第2項、第3項、第34条第2項、第3項、第35条第2項、第4項若しくは第5項の規定のいずれかに違反する行為又は第182条に規定する罪に当たる違法な行為	F		144	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第1項（第12号に掲げる罪に係る部分に限る。）	組織的な威力業務妨害	C
(56) 個人情報の保護に関する法律第176条、第180条又は第181条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	D		145	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第1項（第13号に掲げる罪に係る部分に限る。）、第4条（第3条第1項（第13号に掲げる罪に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	組織的な詐欺・同未遂	C
			146	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第1項（第14号に掲げる罪に係る部分に限る。）、第4条（第3条第1項（第14号に掲げる罪に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	組織的な恐喝・同未遂	C
			147	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第1項（第15号に掲げる罪に係る部分に限る。）	組織的な建造物等損壊	C
			148	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第2項（第1項第7号に掲げる罪に係る部分に限る。）、第4条（第3条第2項（第1項第7号に掲げる罪に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	団体の不正権益獲得目的の殺人・同未遂	B
			149	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第2項（第1項第8号に掲げる罪に係る部分に限る。）	団体の不正権益獲得目的の逮捕、監禁	C
			150	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第2項（第1項第9号に掲げる罪に係る部分に限る。）、第4条（第3条第2項（第1項第9号に掲げる罪に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	団体の不正権益獲得目的の強要・同未遂	C
			151	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第2項（第1項第10号に掲げる罪に係る部分に限る。）、第4条（第3条第2項（第1項第10号に掲げる罪に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	団体の不正権益獲得目的の身の代金目的略取等・同未遂	B
			152	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第2項（第1項第11号に掲げる罪に係る部分に限る。）	団体の不正権益獲得目的の信用毀損、業務妨害	C
			153	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第2項（第1項第12号に掲げる罪に係る部分に限る。）	団体の不正権益獲得目的の威力業務妨害	C
			154	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第2項（第1項第14号に掲げる罪に係る部分に限る。）、第4条（第3条第2項（第1項第14号に掲げる罪に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	団体の不正権益獲得目的の恐喝・同未遂	C
			155	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第3条第2項（第1項第15号に掲げる罪に係る部分に限る。）	団体の不正権益獲得目的の建造物等損壊	C
			156	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第6条第1項（第1号に掲げる罪に係る部分に限る。）	組織的な殺人の予備	C
			157	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第6条第1項（第2号に掲げる罪に係る部分に限る。）	組織的な常利目的略取誘拐の予備	D
			158	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第6条第2項（第1項第1号に掲げる罪に係る部分に限る。）	団体の不正権益獲得目的の殺人の予備	C
			159	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第6条第2項（第1項第2号に掲げる罪に係る部分に限る。）	団体の不正権益獲得目的の常利目的略取誘拐の予備	D
			160	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 第7条	組織的な犯罪に係る犯人藏匿等	C
			161	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律 第15条	特殊開錠用具の投与等	D

改正後			改正前			備考		
(57) 個人情報の保護に関する法律第185条第3号に規定する違法な行為	F		162	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	第16条	特殊開錠用具の不法所持等	D	
(58) 情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条に規定する罪に当たる違法な行為	D		163	大麻取締法	第24条の2第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	大麻の所持等・同未遂	C	
(59) 保健師助産師看護師法第44条の4第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D		164	大麻取締法	第24条の2第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的での大麻の所持等・同未遂	C	
(60) 弁護士法第77条第3号又は第4号に規定する罪に当たる違法な行為	D		165	大麻取締法	第24条の3第1項(第4条第1項(第2号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第3項(第1項(第4条第1項(第2号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	大麻の施用等・同未遂	C	
(61) 司法書士法第76条第1項又は第78条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D		166	大麻取締法	第24条の3第2項(第1項(第4条第1項(第2号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	営利目的での大麻の施用等・同未遂	C	
(62) 行政書士法第21条第2号又は第22条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D		167	覚醒剤取締法	第41条の2第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	覚醒剤の所持等・同未遂	C	
(63) 診療放射線技師法第35条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	F		168	覚醒剤取締法	第41条の2第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的での覚醒剤の所持等・同未遂	C	
(64) 臨床検査技師等に関する法律第23条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	F		169	覚醒剤取締法	第41条の3第1項(第19条に係る部分に限る。)、第3項(第1項(第19条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	覚醒剤の使用等・同未遂	C	
(65) 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第109条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D		170	覚醒剤取締法	第41条の3第2項(第1項(第19条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第3項(第2項(第1項(第19条に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	営利目的での覚醒剤の使用等・同未遂	C	
(66) 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第25条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D		171	麻薬及び向精神薬取締法	第64条の2第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	ジアセチルモルヒネ等の所持等・同未遂	C	
(67) 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第25条第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F		172	麻薬及び向精神薬取締法	第64条の2第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのジアセチルモルヒネ等の所持等・同未遂	C	
(68) 救急救命士法第54条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	F		173	麻薬及び向精神薬取締法	第64条の3第1項(施用に係る部分に限る。)、第3項(第1項(施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	ジアセチルモルヒネ等の施用・同未遂	C	
(69) 郵便法第77条、第78条又は第86条第1項(第77条又は第78条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C		174	麻薬及び向精神薬取締法	第64条の3第2項(第1項(施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第3項(第2項(第1項(施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	営利目的でのジアセチルモルヒネ等の施用・同未遂	C	
(70) 郵便法第80条又は第86条第1項(第80条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	D		175	麻薬及び向精神薬取締法	第66条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の所持等・同未遂	C	
(71) 電波法第108条の2に規定する罪に当たる違法な行為	C		176	麻薬及び向精神薬取締法	第66条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の所持等・同未遂	C	
(72) 電波法第109条、第109条の2第1項、第2項、第4項、第110条第1号又は第4号に規定する罪に当たる違法な行為	D		177	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の2第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第3項(第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	麻薬施用者以外の者による麻薬の施用等・同未遂	C	
(73) 有線電気通信法第13条、第14条第2項又は第3項(第14条第2項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C		178	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の2第2項(第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第3項(第2項(第1項(第27条第1項(施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	営利目的での麻薬施用者以外の者による麻薬の施用等・同未遂	C	
(74) 有線電気通信法第14条第1項又は第3項(第14条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	D		179	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の3第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。)、第3項(第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。))に係る部分に限る。)	向精神薬の製剤等・同未遂	C	
(75) 電気通信事業法第179条第2項又は第3項(第2項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C		180	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の3第2項(第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。))に係る部分に限る。)、第3項(第2項(第1項(輸入、輸出又は製造に係る部分を除く。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	営利目的での向精神薬の製剤等・同未遂	C	
(76) 電気通信事業法第179条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)、第180条第1項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	D		181	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の4第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	向精神薬の譲渡目的所持等・同未遂	C	
(77) 日本電信電話株式会社等に関する法律第21条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C		182	麻薬及び向精神薬取締法	第66条の4第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的での向精神薬の譲渡目的所持等・同未遂	C	
(78) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第11条に規定する罪に当たる違法な行為	C		183	あへん法	第52条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	あへんの所持等・同未遂	C	
			184	あへん法	第52条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	営利目的でのあへんの所持等・同未遂	C	
			185	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第1項	けん銃等の不法所持	C	
			186	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の3第2項	けん銃等の表包等と共にする不法携帯等	C	
			187	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の11第1項(第1号に係る部分に限る。)	猟銃の不法所持	C	
			188	銃砲刀剣類所持等取締法	第31条の16第1項(第1号に係る部分に限る。)	刀剣類等の不法所持	C	
			189	銃砲刀剣類所持等取締法	第32条(第4号又は第5号に係る部分に限る。)	準空気銃等の不法所持等	D	
			190	銃砲刀剣類所持等取締法	第35条(第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。)	模造けん銃等の不法所持等	F	
			191	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第47条(第1号又は第4号に係る部分に限る。)	暴力的要求行為の要求等の禁止命令違反	C	
			192	貸金業法	第47条の3第1項(第3号に係る部分に限る。)	取立て行為の規制等違反	D	
			193	会社法	第960条、第962条(第960条に係る部分に限る。)	取締役等の特別責任罪・同未遂	C	

改正後			改正前			備考
(79) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第12条（第5号に係る部分を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	D		194 会社法 第961条、第962条（第961条に係る部分に限る。）	代表社員権者等の特別背任罪・同未遂	C	
(80) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第13条に規定する罪に当たる違法な行為	F		195 会社法 第967条第2項	取締役等に対する贈賄罪	C	
(81) 電子署名及び認証業務に関する法律第42条第2号に規定する罪に当たる違法な行為	D		196 会社法 第968条第1項	株主等の権利の行使に関する取崩罪	C	
(82) 民間事業者による信書の送達に関する法律第44条に規定する罪に当たる違法な行為	C		197 会社法 第970条第2項、第3項	株主等の権利の行使に関する利益供与の受領等	C	
(83) 民間事業者による信書の送達に関する法律第45条に規定する罪に当たる違法な行為	D		198 会社法 第970条第4項	株主等の権利の行使に関する利益供与の受領のための威迫行為	C	
(84) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第74条に規定する罪に当たる違法な行為	D		199 ストーカー行為等の規制等に関する法律 第3条	つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止違反	F	
(85) 特許法第197条に規定する罪に当たる違法な行為	C		200 ストーカー行為等の規制等に関する法律 第7条	ストーカー行為等に係る情報提供の禁止	D	
(86) 特許法第200条に規定する罪に当たる違法な行為	D		201 ストーカー行為等の規制等に関する法律 第18条	ストーカー行為	D	
(87) 実用新案法第57条又は第60条に規定する罪に当たる違法な行為	D		202 ストーカー行為等の規制等に関する法律 第19条	禁止命令等違反	D	
(88) 意匠法第70条又は第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D		203 ストーカー行為等の規制等に関する法律 第20条	禁止命令等違反	D	
(89) 商標法第79条に規定する罪に当たる違法な行為	C		204 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第29条	保護命令違反	D	
(90) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第52条又は第53条に規定する罪に当たる違法な行為	D		205 道路法 第103条（第2号、第4号又は第5号に係る部分に限る。）	通行禁止違反等	D	
(91) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第42条に規定する罪に当たる違法な行為	D		206 道路法 第104条	車両の幅等の制限違反等	F	
(92) 不正競争防止法第21条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C		207 道路法 第105条（第48条第4項に係る部分を除く。）	車両の積載物の落下の予防等に係る措置命令違反	F	
(93) 種苗法第68条に規定する罪に当たる違法な行為	C		208 道路交通法 第115条	信号機損壊等	C	
(94) 弁理士法第79条第3項又は第80条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D		209 道路交通法 第116条	業務上過失等による他人の建造物損壊	D	
(95) 労働基準法第117条に規定する罪に当たる違法な行為	C		210 道路交通法 第117条	死傷事故の場合の措置義務違反	C	
(96) 労働基準法第118条第1項（第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条（第3条、第17条又は第61条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D		211 道路交通法 第117条の2	酒酔い運転等	C	
(97) 職業安定法第63条に規定する罪に当たる違法な行為	C		212 道路交通法 第117条の2の2	酒気帯び運転等	C	
(98) 職業安定法第66条第9号に規定する罪に当たる違法な行為	F		213 道路交通法 第117条の3	共同危険行為等	D	
(99) 児童福祉法第60条第1項又は第2項に規定する罪に当たる違法な行為	C		214 道路交通法 第117条の3の2	酒気帯び運転等の禁止の規定に違反して酒類を提供した者等	D	
(100) 児童福祉法第61条、第61条の2第1項又は第61条の3（第21条の12又は第25条の5に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D		215 道路交通法 第117条の3の2	無免許運転等	D	
(101) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第49条第4号（第26条（第18条の2第1項、第22条第3号又は第4号の規定に違反した行為に係る処分に限る。）、第30条（第28条第11項において準用する第18条の2第1項又は第28条第12項第3号の規定に違反した行為に	D		216 道路交通法 第117条の5（第3号に係る部分を除く。）	交通事故の場合の措置義務違反等	D	
			217 道路交通法 第118条第1項	最高速度違反等	D	
			218 道路交通法 第118条第2項	過失最高速度違反	D	
			219 道路交通法 第118条の2	呼気検査拒否等	D	
			220 道路交通法 第118条の3	自衛隊の防衛出動時における交通規制違反	D	
			221 道路交通法 第119条第1項	警察官の指示に従わない運転者の行為等	D	
			222 道路交通法 第119条第2項	過失により信号機の信号等に従わない行為等	F	
			223 道路交通法 第119条の2第1項	駐停車禁止違反等	F	
			224 道路交通法 第119条の2第2項	過失による駐停車禁止違反等	F	
			225 道路交通法 第119条の3第1項（第7号又は第8号に係る部分を除く。）	駐停車禁止違反等	F	
			226 道路交通法 第119条の3第2項	過失による駐停車禁止違反等	F	
			227 道路交通法 第120条第1項	警察官等による交通規制に違反する行為等	F	
			228 道路交通法 第120条第2項	過失により警察官等による交通規制に違反する行為等	F	
			229 道路交通法 第121条第1項	警察官の指示に従わない歩行者の行為等	F	
			230 道路交通法 第121条第2項	過失により警察官の指示に従わない歩行者の行為等	F	
			231 自動車の保管場所の確保等に関する法律 第17条第1項	自動車の運行供用禁止命令違反等	D	
			232 自動車の保管場所の確保等に関する法律 第17条第2項	自動車の保管場所に関する虚偽の書面の提出等	F	
			233 自動車の保管場所の確保等に関する法律 第17条第3項	軽自動車の使用の本拠の位置等の届出義務違反等	F	
			234 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 第2条、第3条	危険運転致傷	C	
			235 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 第2条、第3条	危険運転致死	C	
			236 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 第4条	過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	C	

改正後			改正前			備考	
係る処分に限る。)、第31条の5第1項(第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第2項(第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の6第2項第2号(第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第3号(第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の15(第31条の13第2項第3号又は第4号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の20(第31条の18第2項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第31条の21第2項第2号(第31条の18第2項第1号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第34条第2項(第32条第3項において準用する第22条第1項第4号の規定に違反した行為に係る処分に限る。)、第35条の4第2項(第35条の3の規定に違反した行為に係る処分に限る。))に係る部分に限る。)、第50条第1項第4号(第22条第1項第3号又は第4号(第32条第3項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第5号(第28条第12項第3号に係る部分に限る。)、第6号、第8号(第31条の13第2項第3号又は第4号に係る部分に限る。))又は第9号に規定する罪に当たる違法な行為			237	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第5条	過失運送致死傷	C
			238	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	第6条	無免許運転による加重	C
			239	戸籍法	第134条	戸籍の記載等を要しない事項の虚偽の届出	D
			240	戸籍法	第135条	不正の手段による戸籍謄本の交付の受理等	F
			241	戸籍法	第136条	不正の手段による閲覧等	F
			242	住民基本台帳法	第42条	秘密漏示	D
			243	住民基本台帳法	第44条	住民票コードの利用制限に係る命令違反	D
			244	住民基本台帳法	第45条	秘密漏示	D
			245	住民基本台帳法	第46条	情報利用制限に係る命令違反	D
			246	住民基本台帳法	第47条第2号	不正の手段による住民票の写しの交付等	F
			247	住民基本台帳法	第51条	不正の手段による住民基本台帳の一部の写しの閲覧等	F
			248	住民基本台帳法	第52条	不正の手段による本人確認情報の開示	F
			249	国家公務員法	第109条(第100条第1項に係る部分に限る。)	秘密漏示	D
			250	国家公務員法	第111条(第109条第12号(第110条第1項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	秘密漏示のそのおかし等	D
			251	地方公務員法	第60条(第34条第1項に係る部分に限る。)	秘密漏示	D
			252	地方公務員法	第62条(第60条第2号(第34条第1項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	秘密漏示のそのおかし等	D
			253	外務公務員法	第27条(第4条において準用する国家公務員法第100条第1項に係る部分に限る。)	秘密漏示・同そのおかし等	D
			254	特定秘密の保護に関する法律	第23条第1項、第2項、第3項	秘密漏示	C
			255	特定秘密の保護に関する法律	第25条(第23条に係る部分に限る。)	秘密漏示の共謀・教唆・煽動	C
			256	特定秘密の保護に関する法律	第23条第4項、第5項	過失による秘密漏示	D
			257	自衛隊法	第118条第1項(第59条第1項に係る部分に限る。)、第2項(第59条第1項に係る部分に限る。)	秘密漏示・同教唆等	D
			258	独立行政法人通則法	第69条の2	秘密漏示	D
(102) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第18条の2第1項、第28条第11項(第18条の2第1項に係る部分に限る。)、第31条の3第1項(第18条の2第1項に係る部分に限る。))又は第35条の3の規定に違反する行為	F		259	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律	第8条	秘密漏示	D
			260	不動産登記法	第159条	登記官による秘密漏示	D
			261	不動産登記法	第161条	登記識別情報の不正取得	D
(103) 売春防止法第7条から第13条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C		262	家事事件手続法	第292条	参与員等による秘密漏示	D
			263	人事訴訟法	第11条	参与員等による秘密漏示	D
(104) 売春防止法第6条に規定する罪に当たる違法な行為	D		264	個人情報の保護に関する法律	第16条第1項、第2項	利用目的による制限違反	F
(105) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までに規定する罪のいずれかに当たる行為	C		265	個人情報の保護に関する法律	第17条第1項	不正の手段による個人情報の取得	F
			266	個人情報の保護に関する法律	第18条第1項、第2項、第3項	取得に際しての利用目的の通知等義務違反	F
			267	個人情報の保護に関する法律	第20条	安全管理措置義務違反	F
			268	個人情報の保護に関する法律	第21条	従業者の監督義務違反	F
(106) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第4条、第5条第1項、第6条第1項、第7条第2項、第3項(輸入に係る部分を除く。)、第4項、第6項、第7項(輸入に係る部分を除く。)、第8条第1項又は第3項(第1項に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる違法な行為	C		269	個人情報の保護に関する法律	第22条	委託先の監督義務違反	F
			270	個人情報の保護に関する法律	第23条第1項、第3項、第6項	第三者提供の制限等違反	F
			271	個人情報の保護に関する法律	第27条	保有個人情報に関する事項の公表等義務違反	F
			272	個人情報の保護に関する法律	第28条第2項、第3項	開示等義務違反	F
			273	個人情報の保護に関する法律	第29条第2項、第3項	訂正等義務違反	F
(107) 職務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁止する、法以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(106)までに掲げる行為以外のもの	O		274	個人情報の保護に関する法律	第30条第2項、第4項、第5項	利用停止等義務違反	F
			275	個人情報の保護に関する法律	第84条	措置命令違反	D
(108) 法以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(107)までに掲げる	O		276	個人情報の保護に関する法律	第85条	虚偽報告等違反	F
			277	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第53条	個人情報ファイルの提供	D
			278	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第54条	不正な利益を図る目的での保有個人情報の提供等	D

改正後			改正前				備考
行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに 限る。）			279	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第55条	職種雇用による個人の秘密に属する事項が記録された文書等の収集	D
(109) 法以外の法令の規定に違反する行為で（１）から（１０７）までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I		280	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	第57条	不正の手段による保有個人情報の開示	F
			281	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第50条	個人情報ファイルの提供	D
			282	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第51条	不正な利益を図る目的での保有個人情報の提供等	D
			283	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第52条	職種雇用による個人の秘密に属する事項が記録された文書等の収集	D
(110)（１）から（１０９）までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類		284	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	第54条	不正の手段による保有個人情報の開示	F
			285	情報公開・個人情報保護審査会設置法	第18条	審査会の委員による秘密開示	D
			286	保健師助産師看護師法	第44条の4第1項	保健師等による秘密の開示	D
			287	弁護士法	第77条（第3号又は第4号に係る部分に限る。）	非弁護士法律事務の取扱い等の禁止違反	D
			288	司法書士法	第76条第1項	秘密の開示	D
			289	司法書士法	第78条第1項	非司法書士の司法書士の業務の取扱いへの禁止違反	D
			290	行政書士法	第21条（第2号に係る部分に限る。）	非行政書士の行政書士の業務の取扱いへの禁止違反	D
			291	行政書士法	第22条第1項	秘密の開示	D
			292	診療放射線技師法	第35条第1項	診療放射線技師による秘密開示	F
			293	臨床検査技師等に関する法律	第23条第1項	臨床検査技師による秘密開示	F
			294	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	第67条第1項	秘密開示	D
			295	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	第25条第1項	臨床修練外国医師等による秘密開示	D
			296	外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律	第25条第3項	臨床修練外国救急救命士等による秘密開示	F
			297	救急救命士法	第54条第1項	救急救命士による秘密開示	F
			298	郵便法	第77条、第86条第1項（第77条に係る部分に限る。）	郵便物を開く等の罪・同未遂	C
			299	郵便法	第78条、第86条第1項（第78条に係る部分に限る。）	郵便用物件を損傷する等の罪・同未遂	C
			300	郵便法	第80条第1項、第86条第1項（第80条第1項に係る部分に限る。）	信書の秘密を侵害する罪・同未遂	D
			301	郵便法	第80条第2項、第86条第1項（第80条第2項に係る部分に限る。）	郵便の業務に従事する者による信書の秘密を侵害する罪・同未遂	D
			302	電波法	第108条の2	無線通信の妨害・同未遂	C
			303	電波法	第109条第1項	無線通信の秘密の開示等	D
			304	電波法	第109条第2項	無線通信の業務に従事する者による秘密の開示等	D
			305	電波法	第109条の2第1項、第4項（第1項に係る部分に限る。）	暗号通信の秘密の開示等目的での復元・同未遂	D
			306	電波法	第109条の2第2項、第4項（第2項に係る部分に限る。）	無線通信の業務に従事する者による暗号通信の秘密の開示等目的での復元・同未遂	D
			307	電波法	第110条（第1号又は第4号に係る部分に限る。）	無免許の無線局開設等	D
			308	有線電気通信法	第13条	有線電気通信の妨害・同未遂	C
			309	有線電気通信法	第14条第1項、第14条第3項（第14条第1項に係る部分に限る。）	有線電気通信の秘密の侵害・同未遂	D
			310	有線電気通信法	第14条第2項、第14条第3項（第14条第2項に係る部分に限る。）	有線電気通信の業務に従事する者による有線電気通信の秘密の侵害・同未遂	C
			311	電気通信事業法	第179条第1項、第3項（第1項に係る部分に限る。）	通信の秘密の侵害・同未遂	D
			312	電気通信事業法	第179条第2項、第3項（第2項に係る部分に限る。）	電気通信事業に従事する者による通信の秘密の侵害・同未遂	C
			313	電気通信事業法	第180条第1項、第3項	電気通信役務の提供の妨害・同未遂	D
			314	日本電信電話株式会社等に関する法律	第21条第1項	贈賄	C
			315	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第11条	不正アクセス行為の禁止違反	C
			316	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第1号	他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止違反	D
			317	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第2号	不正アクセス行為を助長する行為の禁止違反	D
			318	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第3号	他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止違反	D
			319	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第12条第4号	識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止違反	D
			320	不正アクセス行為の禁止等に関する法律	第13条	不正アクセス行為を助長する行為の禁止違反	F

改正後	改正前				備考
	321	電子署名及び認証業務に関する法律	第42条(第2号に係る部分に限る。)	指定調査機関の役員等による秘密漏示	D
	322	民間事業者による信書の送達に関する法律	第44条	信書便物のき損等	C
	323	民間事業者による信書の送達に関する法律	第45条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	信書の秘密を侵す行為・同未達	D
	324	民間事業者による信書の送達に関する法律	第45条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	信書便従事者による信書の秘密を侵す行為・同未達	D
	325	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	第74条	都道府県の職員等による秘密漏示	D
	326	特許法	第197条	詐欺行為	C
	327	特許法	第200条	秘密の漏示	D
	328	実用新案法	第57条	詐欺行為	D
	329	実用新案法	第60条	秘密の漏示	D
	330	意匠法	第70条	詐欺行為	D
	331	意匠法	第73条	秘密の漏示	D
	332	商標法	第79条	詐欺行為	C
	333	半導体集積回路の回路配置に関する法律	第52条	詐欺行為	D
	334	半導体集積回路の回路配置に関する法律	第53条	秘密の漏示	D
	335	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	第42条	秘密の漏示	D
	336	不正競争防止法	第21条第1項	不正の利益を得る目的での営業秘密の使用等	C
	337	種苗法	第68条	詐欺行為	C
	338	弁理士法	第79条	弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限違反等	D
	339	弁理士法	第80条第1項	秘密の漏示	D
	340	労働基準法	第117条	労働強制	C
	341	労働基準法	第118条第1項(第6条又は第56条に係る部分に限る。)	中間搾取等	D
	342	労働基準法	第119条(第3条、第17条又は第61条に係る部分に限る。)	均等待遇違反等	D
	343	職業安定法	第63条	暴行等による職業紹介、労働者供給等	C
	344	職業安定法	第66条(第9号に係る部分に限る。)	秘密の漏示	F
	345	児童福祉法	第60条第1項	児童に淫行をさせる行為	C
	346	児童福祉法	第60条第2項	児童の夜間使用等	C
	347	児童福祉法	第61条	児童相談所において相談に従事した者等による秘密の漏示	D
	348	児童福祉法	第61条の2第1項	保育士による秘密の漏示	D
	349	児童福祉法	第61条の3(第21条の12、第25条の5に係る部分に限る。)	子育て支援事業に係る調整の事務に従事する者等による秘密の漏示等	D
	350	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第18条の2第1項	接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
	351	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第28条第11項(第18条の2第1項に係る部分に限る。)	店舗型性風俗特殊営業従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
	352	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の3第1項(第18条の2第1項に係る部分に限る。)	無店舗型性風俗特殊営業従業者に対する拘束的行為の規制違反	F
	353	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条の3	受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	F

改正後		改正前				備考
			・第49条(第4号(第26条の規定による処分(同法第18条の2第1項又は第22条(第3号又は第4号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る処分に限る。)) ・第30条の規定による処分(同法第28条第11項において準用する第18条の2第1項又は第28条第12項(第3号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る処分に限る。) ・第31条の5第1項若しくは第2項の規定による処分(同法第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る処分に限る。) ・第31条の6第2項第2号若しくは第3号の規定による処分(同法第31条の3第1項において準用する第18条の2第1項又は第31条の3第3項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る処分に限る。) ・第31条の15の規定による処分(同法第31条の13第2項(第3号又は第4号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る処分に限る。) ・第31条の20の規定による処分(同法第31条の18第2項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る処分に限る。) ・第31条の21第2項第2号の規定による処分(同法第31条の18第2項(第1号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る処分に限る。) ・第34条第2項の規定による処分(同法第32条第3項において準用する第22条(第4号に係る部分に限る。))の規定に違反した行為に係る処分に限る。) 又は 第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による処分(同法第35条の3の規定に違反した行為に係る処分に限る。))に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)	営業停止命令違反	D	
	355	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第50条第1項(第4号(第22条第1項第3号又は第4号(第32条第3項において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。)、第5号(第28条第12項第3号に係る部分に限る。)、第6号、第8号(第31条の13第2項第3号又は第4号に係る部分に限る。))又は第9号に係る部分に限る。))	禁止行為等	D	
	356	売春防止法	第6条	売春の周旋等	D	
	357	売春防止法	第7条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	困惑等による売春・同未遂	C	
	358	売春防止法	第7条第2項、第3項(第2項に係る部分に限る。)	脅迫等による売春・同未遂	C	
	359	売春防止法	第8条第1項	対価の收受等	C	
	360	売春防止法	第8条第2項	親族関係による影響力を利用した対価の提供の要求	C	
	361	売春防止法	第9条	売春させる目的での前貸等	C	
	362	売春防止法	第10条	売春をさせる契約・同未遂	C	
	363	売春防止法	第11条第1項	場所の提供	C	
	364	売春防止法	第11条第2項	場所を提供する業	C	
	365	売春防止法	第12条	売春をさせる業	C	
	366	売春防止法	第13条第1項	場所を提供する業に要する資金等の提供	C	
	367	売春防止法	第13条第2項	売春をさせる業に要する資金等の提供	C	
	368	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第4条	児童買春	C	
	369	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第5条第1項	児童買春周旋	C	
	370	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第6条第1項	児童買春勧誘	C	
	371	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第2項、第3項(輸入に係る部分を除く。)、第4項	児童ポルノ提供等	C	
	372	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第7条第6項、第7項(輸入に係る部分を除く。)	不特定多数の者への児童ポルノ提供等	C	
	373	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	第8条第1項、第3項(第1項に係る部分に限る。)	児童買春等目的人身売買・同未遂	C	
	374	職務に関して知り得た秘密を漏らすことを禁止する法令の規定(法第10条第1項の規定を除く。))に違反する行為で1から373までに掲げる行為以外のもの			O	
	375	法以外の法令の規定に違反する行為で1から374までに掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。)			O	
	376	法以外の法令の規定に違反する行為で1から374までに掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。)			I	
	377	1から376までのいずれかに掲げる法令違反行為(罰則の適用があるものに限る。))を教唆し、若しくは補助する行為又は当該行為を教唆する行為				当該法令違反行為に係る分類と同一の分類

改正後	改正前	備考
別添 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準 1 公表の対象となる処分 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）に基づく処分の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる処分（以下「公表対象処分」という。）について、行うものとする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。 （1）指示（法第14条） （2）営業停止命令（法第15条第1項） （3）営業廃止命令（法第15条第2項） 2 公表の方法 （1）公表対象処分を行った場合は、別記様式により、次に掲げる方法によって、公表を行う。 ア 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課への備付け イ 千葉県警察のホームページへの掲載 （2）他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った被処分者の主たる営業所の所在地が、千葉県内に所在する場合は、千葉県公安委員会は当該処分について公表するものとする。 （3）千葉県公安委員会は公表対象処分を行った場合、他に公表を行う都道府県公安委員会があるときは、当該都道府県公安委員会に対し、公表内容の写しを送付するものとする。 3 公表の期間 公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。	別添 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分の公表基準 1 公表の対象となる処分 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）に基づく処分の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる処分（以下「公表対象処分」という。）について、行うものとする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。 （1）指示（法第14条） （2）営業停止命令（法第15条第1項） （3）営業廃止命令（法第15条第2項） 2 公表の方法 （1）公表対象処分を行った場合は、別記様式により、次に掲げる方法によって、公表を行う。 ア 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課への備付け イ 千葉県警察のホームページへの掲載 （2）他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った被処分者の主たる営業所の所在地が、千葉県内に所在する場合は、千葉県公安委員会は当該処分について公表するものとする。 （3）千葉県公安委員会は公表対象処分を行った場合、他に公表を行う都道府県公安委員会があるときは、当該都道府県公安委員会に対し、公表内容の写しを送付するものとする。 3 公表の期間 公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。	

改正後			改正前			備考
別記様式			別記様式			届出証明書が廃止されたことからこれに係る記述を修正。
被 処 分 者	届出書の受理番号	公安委員会 第 号	被 処 分 者	届出証明書番号	公安委員会 第 号	
	氏名又は名称			氏名又は名称		
	代表者の氏名					
	主たる営業所の所在地					
処 分 内 容	処分に係る営業所等の名称及び所在地 (広告又は宣伝をする場合に使用する名称がある場合は当該名称)		処 分 内 容	処分に係る営業所等の名称及び所在地 (広告又は宣伝をする場合に使用する名称がある場合は当該名称)		
	処 分 年 月 日	年 月 日		処 分 年 月 日	年 月 日	
	処 分 内 容					
処分理由・根拠法令			処分理由・根拠法令			
処分を行った公安委員会		公安委員会	処分を行った公安委員会		公安委員会	
注1：処分内容欄には、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。 2：処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。			注1：処分内容欄には、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。 2：処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。			